

岐阜県公報

第二千六百八十号
平成二十七年九月八日
(火曜日)

目次

規 則

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則

(税 務 課) 六三一

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課) 六三四

保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知

(同) 六三五

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 六四〇

道路の供用開始

(同) 六四〇

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(環 境 生 活 政 策 課) 六四〇

県営土地改良事業計画の決定

(農 地 整 備 課) 六四二

落札者等に関する公示

(工 業 技 術 研 究 所) 六四三

規 則

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百五号

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第七号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(法人の事業税の不均一課税に係る認定の申請等)

第三条 条例第三条第一項に規定する同項各号に掲げる要件の全てを満たす法人としての認定及び消防団員である者の数の割合が十分の一以上である法人としての認定の申請は、不均一課税を受けようとする各事業年度終了の日から一月以内に、それぞれ別記様式による申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 条例第三条第一項各号に掲げる要件の全てを満たす法人としての認定 次に掲げ

る書類

イ 条例第三条第一項第一号に規定する資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないものであることを証する書類

ロ 条例第三条第一項第二号に規定する事務所及び事業所の全てが消防団協力事業所であることを証する書類

ハ 条例第三条第一項第三号に規定する役員及び使用人のうち、消防団員である者の数が一人以上であることを証する書類

ニ 条例第三条第一項第四号に規定する労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものが整備されていることを証する書類

ホ イから二までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
二 消防団員である者の数の割合が十分の一以上である法人としての認定 次に掲げる書類

イ 各事業年度の終了の日における雇用保険の被保険者の数を証する書類で公共職業安定所長が発行するもの

ロ イに掲げる書類の被保険者の数に条例第三条第一項第三号の使用人以外の者が含まれる場合は、同号の使用人の数を証する労働者名簿及び雇用保険被保険者台帳の写し

ハ 条例第三条第一項第三号に規定する役員及び使用人のうち、消防団員である者の数を証する書類

ニ イから八までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 知事は、第一項の認定をしたとき、又は同項の認定をしない旨の決定をしたときは、その旨を当該認定の申請をした者（次項において「申請者」という。）に通知するものとする。

4 知事は、第一項の認定をしたときは、速やかに、申請者の事業税の課税地を所管する県税事務所長にその旨を通知するものとする。

（個人の事業税の不均一課税に係る認定の申請等）

第四条 条例第四条第一項に規定する同項各号に掲げる要件の全てを満たす個人としての認定及び消防団員である者の数の割合が十分の一以上である個人としての認定の申請は、平成二十九年年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合にあっては平成二十九年三月十五日までに、平成三十年年度分の事業税の不均一課税を受けようとする場合にあっては平成三十年三月十五日までに、それぞれ別記様式による申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる認定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 条例第四条第一項各号に掲げる要件の全てを満たす個人としての認定 次に掲げる書類

イ 条例第四条第一項第一号に規定する事務所及び事業所の全てが消防団協力事業所であることを証する書類

ロ 条例第四条第一項第二号に規定する個人及び使用人のうち、消防団員である者の数が一人以上であることを証する書類

ハ 条例第四条第一項第三号に規定する労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものが整備されていることを証する書類

ニ イから八までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
二 消防団員である者の数の割合が十分の一以上である個人としての認定 次に掲げる書類

イ 当該年度の初日の属する年の前年の十二月三十一日における雇用保険の被保険者の数を証する書類で公共職業安定所長が発行するもの

ロ イに掲げる書類の被保険者の数に条例第四条第一項第二号の使用人以外の者が含まれる場合は、同号の使用人の数を証する労働者名簿及び雇用保険被保険者台帳の写し

ハ 条例第四条第一項第二号に規定する使用人のうち、青色事業専従者又は事業専従者の数を証する書類

ニ 条例第四条第一項第二号に規定する個人及び使用人のうち、消防団員である者の数を証する書類

ホ イから二までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別記様式 (用紙日本工業規格A4) (第3条、第4条関係)

消防団協力事業所の支援のための事業税の不均一課税に係る認定申請書			
岐阜県知事 様			年 月 日
申 請 者	事業所の所在地		
	住所 (個人のみ)		
	氏名又は名称	印	電話番号 ()
<p>岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例第3条第1項又は第4条第1項に規定する事業税の不均一課税に係る認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p>			
事 務 所 又 は 事 業 所 の 状 況	県内の全ての事務所又は事業所名	所 在 地	消防団協力事業所であることの証票の交付年月日
	消防団員である者の数		人
法人	条例第3条第1項第3号に規定する県内事業所の役員及び使用人の総数		人
個人	条例第4条第1項第2号に規定する県内事業所において事業を行う個人及び使用人の総数		人
消防団活動に配慮する規定の整備 (該当する場合は にレを記載)		基準日において、条例第3条第1項第4号又は第4条第1項第3号に規定する労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものを整備している。	
申請に係る事業年度又は年	法人	年 月 日から 年 月 日まで	
	個人	年	
(以下、法人のみ記載)			
事業年度の終了の日における資本金の額又は出資金の額		円	

備考 欄は、消防団員である者の数の割合が10分の1以上である法人又は個人としての認定を受けようとする場合のみ記載すること。

告示

岐阜県告示第五百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市清見町巢野俣字赤瀬平一四九四の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市朝日町大廣字タキノ平八一の一、字ウルシ洞八二五の二、八一五の一四、字西ヶ洞八一六の六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

瑞浪市稲津町小里字水晶堀二四五五の二、二四五六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
下呂市馬瀬堀之内字水上洞六九二の一、六九二の三
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通

知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
高山市国府町宮地字宮谷一九四四の二
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かんよう}
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高山市上宝町下佐谷字岩ヶ谷二七五の三から二七五の一〇まで、二七八、二七九
 保安林として指定された目的
 水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

恵那市長島町久須見字銭神一〇〇八、一〇一〇の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

恵那市東野字白坂一八七三の三四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

恵那市東野字保古山二三九〇の一、二三九〇の一六

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第五百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

恵那市東野字番屋二三〇〇の一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

岐阜県告示第五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

恵那市上矢作町字興達原一七七一の三五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下呂市萩原町桜洞字六郎洞一七三二の一、金山町中切字ヤケン二〇二二の二、馬瀬中切字峠ケ洞二〇五九
- (二) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐とし伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市門和佐字岩苔二八〇、火打字大棚山六九八、馬瀬川上字ヤタガ平六三二の一、六三二の三から六三二の七まで、六三二、馬瀬名丸字長畑一五八七の八、字大島洞一六一〇の一、一六一〇の二

(二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐とし伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下呂市乗政字欠ヶ平二六三三の一
- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下呂市三ツ淵字小平六七一の四、萩原町桜洞字花ケ尾一七四二の一五五、金山町中切字ヤケン二〇二の一

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
海津市南濃町庭田字奥谷一〇五三の一、一〇五三の二、一〇五三の七

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示

する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

可児郡御嵩町御嵩字南山二一九二の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び御嵩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年九月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

県道	大岐野線	区	同 市 同 字 同 一 一 八	間	同 郡 同 町 同 字 同 一 一 二 四 番 二 一 地 先 まで	延長	一四六〇	供用開始	平成二七・九・八	備考	（区域の決定又は変更の告知年月日）

岐阜県告示第五百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十七年九月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持

課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

岐 阜 県 公 報

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項

の規定を適用する。

の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エヌエスネット
- 三 代表者の氏名 北川 健司
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市西野町七丁目北町五番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、自然体験活動が青少年の人格形成に与える影響が大きいことを認識し、その為には自然環境に十分配慮した良質な自然体験活動の場を提供するとともに、その活動の場の地域振興に寄与することを理念として、自然体験活動の推進及び自然体験活動指導者の人材を育成する事業を行うことを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年七月三十一日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あけぼの会
- 三 代表者の氏名 鶴飼 武彦
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市大宝町一丁目五番地
- 五 定款に記載された目的 本法人は、精神障害者及びその家族の福祉向上のために、全ての人に対して、当事者の自立、社会復帰、環境の整備及び維持に関する事業を行い、精神障害者福祉の充実した明るい社会づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年八月三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エコ・テクル岐阜
- 三 代表者の氏名 關谷 裕彦
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市則武西二丁目二十番十号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、未来に良好な環境を継承するために、物品及び廃棄物についての情報の共有と公開する場を設け、不適正処理や不法投棄の防止等を監視する実証モデルを構築・運営し、また、災害等による環境への悪影響を防止・回復するような救助支援等を行い、地球環境の保全に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人RSSバンクラに愛の学校を
- 三 代表者の氏名 森山 政紀

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市切通三丁目一番四号
 五 定款に記載された目的 この法人は、バングラディッシュ政府許認可団体「RS S」(Ridoy Samaj Kalyan Songstha)の活動に賛同し、主としてバングラディッシュの子どもたちや青年に対して、学校の建設・維持・発展に関する事業の援助を行い、併せて、日本におけるこれらの事業に関する普及・啓蒙活動を行い、両国の友好関係樹立に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月八日
 岐阜県知事 古田 肇

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十日
 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人山と森お援け隊
 三代 表 者 の 氏 名 坂尻 修
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県高山市千島町九番地一
 五 定款に記載された目的 この法人は、地域に密着しつつ、間伐材・放置材（林地残材）等の利用拡大や間伐の推進を通じた森林の整備に関する事業を行い、広く多数の人々・団体に対して、里山や森林に対する意識の高揚を醸成すると共に、社会全体での森づくりの推進や資源循環型社会の構築及び地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項

の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十七年七月三十日
 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人つくしん棒
 三代 表 者 の 氏 名 佐野 武
 四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市八幡町島谷一〇五番地
 五 定款に記載された目的 この法人は、自らが汗を流し大地を耕して自然環境を守ること。町屋を観光客などに開放して本物の歴史を伝えるながら、町中の空き家を解消する。といった同世代の郡上市民の発想から“言葉”を“形”に、今後の郡上市を盛り上げ、郡上市の市民であることに誇りを持ち、活力あるふるさとをつくるための事業を行い地域活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
瑞浪1期地区 (段洞下ため池)	瑞浪市役所	平成二七・一〇九・八から 同二七・一〇九・九まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の

県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の
写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名 瑞浪1期地区 (大洞ため池)	縦覧場所 瑞浪市役所	縦覧期間 平成二七・ 一〇九・ 九から 同
-------------------------------	---------------	-----------------------------------

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第
百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十七年九月八日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 調達物品等の名称及び数量 複合材料表面分析装置 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成27年6月17日
- 4 落札者を決定した日 平成27年7月27日
- 5 落札者の住所及び氏名 各務原市織沼南町3 20
三弘アルパック株式会社岐阜営業所
所長 山本 潤一
- 6 落札金額 40,392,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県工業技術研究所企画調整課管理調整係
(2) 所在地 関市小瀬1288

平成二十七年九月八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社